

## 「経費膨脹の法則」に関する研究について

吉 田 義 宏

### I 問題の所在

ペティー (Petty, W.) [4] は、その著「租税貢納論」において、国家の職務を挙げ、その経費を国防費、行政官吏維持費、宗教費、学校及び大学費、福祉費、公共土木事業費に分類している<sup>(1)</sup>。ところが、これら国家経費が増加する傾向がみられるためその原因について、これを一般的原因と個別的原因に分けて検討し、増加すべき経費と削減すべき経費について論究している。経費増加の一般的原因として、徴税あるいは納税の不備、通貨量あるいは貨幣鑄造の欠乏・混乱、人口・労働者の不足、国民の富や産業に対する無知等を指摘し、個別的原因として、軍事費の増加や冗員に対する過大な報酬、を挙げている。削減すべき経費として、宗教的経費、行政および法律に係わる官職経費、神学者・法律家や医師を養成するための大学教育費等を挙げ、いわば行政改革によってこれら国家経費を削減すべきであるといっている。他方、増加すべき経費として、貧民救助対策や病院経営等の社会政策的経費、所謂福祉費の増額を提唱し、また、貧民対策の一環として、橋・道路の建設、鉱山・採石場・炭鉱作業、鉄等々の製造など公共土木事業に労働者を投入すべきことを提言している<sup>(2)</sup>。ペティーは「かりにソールズベリ高原に無用なピラミッドを建設しようが、ストーンヘンジの石をタワー・ヒルにもってこようが、その他これに類することをして<sup>(3)</sup>」公共事業に労働力を投入することは有用であるとし、公共事業の経済的・社会的効果を述べて、公共土木事業費の増額を提唱しているのである。ケインズ「一般理論」の雛型の一端を伺うことができるのである。

さて、ペティーの「租税貢納論」や「政治算術 (Political Arithmetick, 1690)」が上梓された1600年代のイギリスは所謂重商主義経済時代といわれ、この時代すでに国家経費の膨脹あるいは冗費節減が指摘されているのである。当時のイギリスが直面していた最大問題の一つは財政問題であった。これを財政史的にみれば、主として「相つぐ内外の戦争のために、それらはいずれもはなはだしい公共的経費の膨脹にみまわれ、公収入はこれにともなわず、つねに窮迫した財政状態を経験せねばならなかった。」<sup>(4)</sup> 財政上の(とりわけ財政収入上の)障害は、当時慣行となっていた国王の封建的自己収入を基礎とせず、「基本的には国民一般が負担する租税を基礎とし、これによって維持される、という原則」<sup>(5)</sup>を確立することでそれを克服したのであった。その時代はイギリスにおける近代的租税の開始期であるといわれ、先例のないような近代的な租税制度を導入することによって克服したのである。<sup>(6)</sup> ペティーは統計学の始祖といわれるほどの学者にふさわしく、財政現象をも数量的に分析しているのである。

これより約200年後のドイツにおいて、ワグナー (Wagner, A.) [5] は国家の職務活動を国内外治安の維持(法的・権力活動)と文化・福祉の増進(文化的・福祉的活動)にあるとし、これら二大活動に要する経費を次ぎのように4分類している。<sup>(7)</sup>

1. 国家機関・国家元首, 議会, 枢密院, 政府等の国家機関に要する経費
2. 内外治安維持費①司法費, ②警察費, ③外交費(この経費は在外独人の権利保護・経済外交などによって国民の文化・福祉増進に大きく寄与する), ④陸海軍費
3. 文化・福祉関係費(内務行政費で、近代国家では増える傾向にある)①1, 2を除く内務行政費, ②経済行政費(国民経済に係る度量衡, 貨幣, 銀行, 保険, 通信交通等の経費), ③教育・宗教費
4. 財務行政費

これら国家経費が国家職務遂行すなわち国家活動に伴って累年増加して

行くので、ロッシャー (Roscher, W. G.) がそれを指摘し、ワグナーは「国家活動膨脹の法則は国家財政にとっては財政需要膨脹の法則（これを『経費膨脹の法則』とっている。……は吉田注）となる。この法則は少なくとも、文明時代の発展しつつある文化的国家では経験的に観察される成果である。この法則の解明、証明、原因は国民生活の発展の欲求とそれに応じて変化する公共経済組織とりわけ強制的公共経済と民間経済の組み合わせから生ずる変化に見出される。その場合、国家活動膨脹の範囲は財政収入の範囲によって決り、その逆ではないから、財政上の障害が国家活動の膨脹を阻止することになる。しかし、長期間にわたって進歩しつつある国民の発展の欲求はこの障害を絶えず克服する<sup>(8)</sup>」として、国家活動膨脹に伴う国家経費膨脹の法則を定式化した。国家活動の膨脹は社会の進歩発展に伴う国家の職務の拡充による。国家活動膨脹の一般的観察として、歴史的（時間的）に場所的に、様々な国で進歩的文化人が国と自治体に求めた諸活動は国家活動と公共活動の増大を「規則的」にもたらした<sup>(9)</sup>。このことは外延的・内延的観点から、「国家と地方自治体は絶えずより多くの活動を引き受け、旧来からの仕事や新規の仕事を絶えず有効に完全に行なう<sup>(10)</sup>」ようになり、国民の多くの経済的需要、とりわけ共同需要は国家と自治体を通してよりよく充足されるようになる。国家活動は法的・権力的活動と文化的・福祉的活動が有機的に結合されているが、社会の進歩はその比重を文化的・福祉的方向に移して行く。この国家活動の膨脹による経費の膨脹は名目的膨脹と実質的膨脹に分けられる。名目的膨脹は貨幣表示による経費の絶対額の膨脹を意味し、実質的膨脹は貨幣価値、国富、人口等の変動を考慮した上での経費の膨脹を意味するが、経費膨脹はこの実質的膨脹と解されている。この経費は毎年必ず増加するとは限らず、短期的には減少しうる。しかし、長期的に観察して増加すれば、経費は実質的に膨脹したものと解される<sup>(12)</sup>。さて、ワグナーの所説の発表された当時のドイツはヨーロッパでは後進国といわれ、国家自らが経済発展を図る必要があったと言われ、ワグナーは国が全面的にあるいは一部で物的生産を行うことを提言し、

国家の積極的な経済介入を支持している。<sup>(13)</sup>ワグナーは国家社会主義の観点からこれら政策の遂行を展開しているが、それは資本主義的生産力の増強ということを究極の目的としているものと理解されている。<sup>(14)</sup>ところで、ワグナーの経費膨脹の法則は当時のドイツはもとより、アメリカ、イギリス、フランスそれに日本の経験を観察して確立されたとされているが、それらの数量的分析は紹介されておらず、彼の定式化はきわめて観念的な議論となっている。

これ迄、ペティーとワグナーの経費の増加あるいは膨脹についてその概要をみた。とりわけワグナーの「経費膨脹の法則（以下、ワグナーの法則）」は非常に有名になった。これに対して多数の批判・論評や解釈がされ、新たな研究がされている。批判・論評の一つとしては、「法則」についてである。<sup>(15)</sup>また一つとして、法則がどのような期間にわたって妥当するのか、あるいは公私両経済の相対的役割の変化か、財政需要の絶対的水準の変化、また、経費膨脹の主要因をどの支出タイプに求めるか、等が問われる。<sup>(16)</sup>以上のような問題点はあるが、本稿ではこうした問題点をふまえながら、経費膨脹に関する新たな研究の若干を整理して、その要点を把握してみたい\*。

## II ワグナーの法則と転位効果

### II-1 イギリスの経費膨脹の動向と国家観

ピーコックとワイズマン (Peacock, A. T. & Wiseman, J.) [3] は1890年から1955年迄のイギリスの国家経費の趨勢を分析し、経費は貨幣単位で47倍に、実質単位で10倍に、人口一人当たり実質経費では7倍に増え、他方、国民総生産に占める経費の割合は1890年には9%であったが1955年には37%に増えているが、<sup>(17)</sup>こうした「経費膨脹は規則的に生じたのではなく、その変化は経費の断続的急増 (periodic jumps) を通して生起している」という。<sup>(18)</sup>しかも、その増加は戦時期 (1900, 1918, 1943, 1952) に顕著であり、同時に中央政府と地方政府の職務分担の大幅な変更時にもみられるとい

\* 本稿では、「国家と政府」、「膨脹、増加それに発展」の概念は各同一としている。

<sup>(19)</sup>う。この研究はワグナーの法則を検討して構築されたものであり、彼らはワグナーの法則を次のように批判する。まず、ワグナーの法則の前提となっている国家観が国家有機体説に立脚していることである。国家有機体説は国家を単に個人の集合体とみるのではなく、生物有機体のように全体(国家)が部分(個人)に優越する統一体とみる国家観をいうが、ピーコックらはワグナーの法則は「ワグナーが認めた政治哲学と歴史解釈の当然の帰結である。この法則の存在にたいする彼の証明は彼があてにした国家有機体説の有効性による。しかしながら、国家の本質と義務については他にも多くの解釈があり、ワグナーの支持した見解に劣らず明らかに妥当な見解がある<sup>(20)</sup>」と述べ、「ワグナー自身は経費膨脹の法則を引力の法則のような永久の、不可抗力な法則として提唱したのではない。これに反して、彼は法則を単に歴史的な偶然の出来事とみなしていた<sup>(21)</sup>」と解釈しているのである。経費膨脹は単に技術的理由で現れたことで、国家に関する彼の見解とは別問題であり、経費膨脹は国家有機体説固有の問題ではないとして経費膨脹と国家有機体説との関係を分離している。そこでは個人的選択を基礎とした公共的選択の視点が採用されていないのである。また、ワグナーの法則は経費膨脹における期間形態やその過程を見過ごし、長期視点で趨勢を捉えていることである。

さて、その後の経済学とりわけマクロ経済学の発展は雇用政策には大きな政府が必要であるとの考え方を助長している。そこでは価格の安定と完全雇用に国家経費を利用するという、財政による経済の安定が関心事となっており、政府は国民の経済的社会的生活の安定の為にその維持と改善に諸活動をするという考え方が支配的となっている。この為経費は増加するのである。この経費増加は増税つまり租税負担の引き上げによって可能となるが、増税と経費の決定は国民の投票で決る。すなわち、政治的選択による。換言すれば、財政における政治的意思決定過程が経費膨脹に深く係わってくるのであるが、ここで特徴的なことは平時には市民が望ましいと考える政府支出(経費)と同じ市民が許容しうる租税負担との間には考

え方に乖離がみられるということである。平時には、政府は経費増加をもたらすような政府計画を立案し、かつ市民もそれを容認し、また経済成長によって政府税収も一定の税率のもとで増加していく。こうした背景のもとに政府は経費を増加させる事が出来るのであるが、この経費と市民の許容した租税負担との間に乖離がみられるにもかかわらず、経費は緩やかに増加する傾向がみられるのである。<sup>(22)</sup>

## II-2 経費膨脹と転位効果、点検効果、集権過程

平時にはこの乖離は容易には解消されないが、乖離は一国社会の既成概念を破るような社会的動乱、例えば戦争や大不況等によって調整されるという。社会的動乱時には経費の増額が求められる時期であり、動乱前の緩やかな増加傾向が攪乱され、経費は急膨脹をきたす時期でもある。この急膨脹する経費を賄う財源調達の一つとして、政府は租税負担の引上げ、すなわち増税をせざるをえない。「人々は平時には容認出来ないと考えていた租税水準と収入増加の方法を危機時には認めるようになり、この容認は動乱自体が終熄しても存続する。その結果、政府収支統計は動乱期以後には転位を示す。動乱が過ぎると支出は下落する場合があるが、支出は同様に元の水準に戻ることは少ない<sup>(23)</sup>」ので、政府はこれまで必要とされながらも増税をしてまでは行なわなかった諸政策の実施を図るようになる。すなわち、社会的動乱を契機として高められた租税負担と経費とは動乱以前の水準に戻らず、高い水準のまま存続するという転位効果がみられるのである。<sup>(24)</sup>同時に、社会的動乱はそれ自体が政府に対して新たな責任を課することになる。例えば、戦傷病者に対する手当の支給や以前は民間で手当していた諸支出を政府が肩代りして支出するようなサービスの給付など。

さて、戦争など社会的動乱時には市民の価値観や社会観が変わり、政府も従来とは異なった新しい分野の政策を実施するようになり、市民も動乱期における各地方政府の実施するサービスの差異を認識し、あらたな政府活動の拡充を要求するようになる。こうした作用を点検効果 (inspection effect) という。<sup>(25)</sup>動乱期を経て平時に戻ると、経費と市民の許容租税負担

は、動乱前よりも高い水準で安定的に推移することになる。また、平時における中央政府と地方政府による国家職務の分担は社会的動乱の勃発によって攪乱され、地方政府のもつ権限が中央政府へと集中していく。例えば、戦争は通常、中央政府が責任をもって遂行するが、それは地方自治よりも重要となり、地方自治は二次的なものとなりやすく、地方政府の実施していた特定のサービスを中央政府が実施するようになったり、税収も中央政府に集中化していく。このような職務権限の地方政府から中央政府への集中化作用を集権過程 (concentration process) といっている。<sup>(26)</sup>

ピーコック・ワイズマンのこうした概念による「経費膨脹の研究」はワグナーの法則と異なり、経済原理あるいは法則を主張するものではない。この諸概念は現在までの経費膨脹を研究するには有用であるが、これが将来にわたって有効性をもつには戦争等社会的動乱の発生を必要とする。しかし、こうした動乱は将来必ずしも勃発するとは限らない。また、社会的動乱を経験したアメリカでは、動乱後の経費面には転位効果の妥当性が認められるものの、動乱による新規の許容租税負担水準（つまり新規税収）が新たな国家活動分野に経費の支出を可能にしたとは言えず、税収面での転位効果は一部妥当するに過ぎないという。<sup>(27)</sup> しかしながら、ピーコックらが経費膨脹動態の性質を指摘し、経費の分析に財政制度の政治的経済的要因を強調したことは重要である。<sup>(28)</sup>

### III マスグレイブの経費発展論

マスグレイブ (Musgrave, R. A.) [1] は長期マクロ分析の手法によって経費発展論を展開した。マスグレイブはピーコック・ワイズマンのように「法則」自体について言及はしていないが、ワグナーの法則は「公共支出の絶対的水準より、むしろ構成比に関係する」という明示的な叙述はワグナーのなかには見当たらないが、「分け前」に関してしばしば論及しているところからみると、後者の考え方が示唆される<sup>(29)</sup>ので、ワグナーの法則は「明らかに経済における公共部門のシェアの増大を要請するものとし

て説明されるべきである<sup>(30)</sup>』として、公私両経済の相対的観点での経費増加をみている。この相対的増加は一人当たり所得の増大によって測定される経済発展の段階に応じて変化するという命題から考察し、これを基礎にして検討している<sup>(31)</sup>。しかも、経費増加はこの経済的要因のみならず、環境的それに社会的・文化的小よび政治的要因等の複合的現象とみなしているのである<sup>(32)</sup>。

### Ⅲ－1 経費発展の経済的要因

経済的要因は資源配分の側面と所得配分の側面に分けられる。

(1) 資源配分の側面は、資源を公共利用と民間利用に配分する場合、それは効率の上に行なわれるという観点から経費をワグナーが選んだ分類方法によらず、それを公共資本支出、公共消費支出それに移転支出という経済的機能別に分類し、これら各経費の対G N P比と国民一人当たりの所得増加との関係から経費増加を検討している<sup>(33)</sup>。

① 公共資本支出は経済発展初期には特に重要である。道路・鉄道・港湾等輸送施設は民間経済における生産的な資本形成のための前提条件として必要である。この経費は利益が主に外部的であるから、中央政府あるいは地方政府のいずれかによって公的に供給されなければならない。公的供給は公共の手で生産されなければならないことを意味するのではなく、公共予算をつうじてその財源を調達することを意味する。経済がより発展すると民間経済部門の資本蓄積が進む。社会資本は依然として必要があるが、その形成はゆっくりした速度で行なわれ、しかも純資本形成のなかに占める社会資本構造の構成比は低下する<sup>(34)</sup>。経済発展の後期の段階になると、公共投資はふたたび増加しよう。一人当たり所得の増加は公共投資の構成比を増大させる。たとえば、所得増加による自動車利用の増加はハイウェイ施設に対する大幅な需要の増大をまねき、その管理維持の増加となる。都市集中の進行は莫大な公共投資を含む都市行政を要求する。また、技術進歩による熟練労働者需要は高い教育を求めようになり、教育的経費の増額となる。都市再開発や通勤施設整備等経済発展の初期や中期における公



共投資とは異なった公共投資が必要となる。要するに、公共プラス民間の総資本形成に対する公共投資比率は経済発展の初期には高く、中期には少なくとも一時的に低下するが、発展の後期には再び上昇するとみられる。その多くは特定の所得段階とその資本要件に依存し、公共投資が連続的あるいは規則的に増加するとは想定しがたい。総資本形成の対G N P比率は資本形成の構成を別とすれば、経済発展につれて増大する傾向があるが、これは民間資本形成に対する公共資本形成比率の低下をもたらす傾向を相殺してもなお公共資本形成の対G N P比率を維持させる傾向をもつと考えられる。<sup>(35)</sup>

② 公共消費支出において問題となるのは、公共消費財に対する需要の所得弾力性が1より大であるか否かである。また、民間消費支出には所得の増加ともなつて衣・食・住といった基礎的支出が低下するというエンゲルの法則がみられるが、このことは政府の基本的機能を遂行する基礎的支出についても妥当する。しかも所得水準の向上による生活の余裕は教育・保健施設・安全その他項目の政府消費支出と政府資本支出との境界線にあるような公共財供給の増加を求めるようになる<sup>(36)</sup>とみられる。

(2) 所得分配の側面は政府移転支出との関係から検討される。移転支出はさほど重要ではなかったが、財政に所得再分配の役割を求める政策は移転支出の増加をもたらした。とりわけ老後保障に関する移転支出が増加要因となつて<sup>(37)</sup>いる。

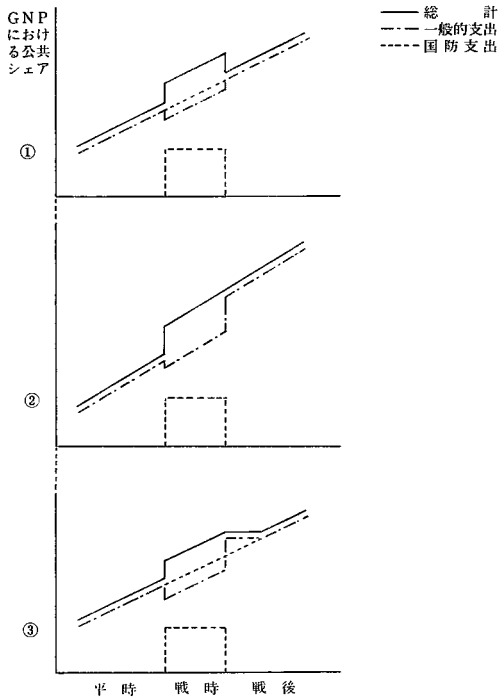
### Ⅲ-2 経費発展の環境的要因

環境的要因は技術の変化と人口の変化に分けられる。

(1) 技術の変化はとりわけ公共支出の変化に大いに関係してくる。技術が変化するとき、新しい生産物が利用可能となり、この変化は、その便益が主に外部的であり、したがって政府が供給しなければならないような財の相対的重要度を増したり、減じたりする。とりわけ、軍事技術の変化は軍事費の増大を招く。<sup>(38)</sup>

(2) 人口の変化は経費増加の重要な決定的要因である。人口増加率の変

図III-1 公共支出パターン——戦時と戦後



(資料) Musgrave, [ I ] p. 88 (同邦訳, 79頁) より作成。

化は年齢構成を変化させ、教育費や老人福祉費に現れてくる。また、人口移動、それは地域人口の社会的増減をもたらし、都市あるいは地域の成長となって、関係経費の増加をもたらす。社会減の場合には自主財源の不足から、依存財源を要求するようになる。

### III-3 経費発展の社会的政治的要因

(1) 社会的要因については、国民の文化的価値および社会哲学の変化が国家経費に影響し、その変化をもたらす。<sup>(39)</sup>

(2) 政治的要因については、政治構造が独裁制から代議制への移行と参政権の拡大によって代議制の民主化を通して国家経費に対する有効需要を

強めることになった<sup>(40)</sup>。また、政治による財政の拡張は経費の絶対額の、相対額の増加を促す要因となる。

(3) 戦争とりわけ戦時の財政は財政的発展の安定経路を攪乱させ、同時に、大きな諸効果を残す。とくに問題となるのは戦後の発展についてである。発展のパターンとして3個のモデルが想定される(図Ⅲ-1参照)。

①は、一般的公共支出が終戦とともにもとの発展経路に復帰するケースである。②は、戦時中の総公共支出増大のトレンドがそのまま維持され、戦後に一般的公共支出の水準が上方にシフトするケースである。③は、一般的公共支出が戦後一時的に上昇するが、それはもとのトレンド線に復帰するまでの期間にすぎないと想定するケースである。

①のケースは一般的公共支出も総支出も戦争がなかったときの状態であり、永久的な転位効果の存在しない長期にわたる場合である。転位効果が起きるのは②のケースの場合で、そこでは一般的公共支出による民間支出の恒久的置換えが生ずる<sup>(41)</sup>。このケースでは戦争あるいは大恐慌のような一国の大事件に際して、国民は、特に投票者は基本的には増税に抵抗するが、いったん増税が実施されるとしだいに容認するようになり、増税前の水準にまで減税することを主張しなくなる。戦争のような国家の緊急事態は、一時的にせよ公共支出に対するニーズをいやおうなく引上げることになり、緊急事態がなければ提供されなかったような新規の民政関係の公共支出が供給されるようになる<sup>(42)</sup>。これらの影響力は公共支出水準に対して継続的效果をもつものとみなされる<sup>(43)</sup>。こうしたことは戦後財政を考える場合には特に重要となる。

以上がマスメグレイブによる経費膨脹に関する理論的研究の概要であるが、彼はさらにアメリカ、イギリスそれにドイツの経費動向の実証的研究を試みている。まず、経費を①国防費、②司法・一般行政費、③経済的・環境的行政費、④社会的行政費(福祉計画、社会保険、教育、住宅等)に分類する。いずれの経費の対GNP比率は上昇をみせているが、とくに著しい上昇を示しているのは④の社会行政費で、それはアメリカにおいては

1890年から1962年の間に約6倍に、イギリスでは1890年から1955年の間に約8.6倍に、ドイツでは1913年から1958年の間の約5.5倍に、三か国共通して増加しているのである。<sup>(44)</sup>この経費は所得の増加にともなって減少するものとしているが、<sup>(45)</sup>経済的要因以上に社会的要因および政治的風潮の変化が働いて、その増加を促したと考えられるのである。しかしながら、経費増加は諸要因の複合現象の、つまり相互作用の成果とみなされるべきであろう。マスグレイブは今日の資本主義経済は混合経済であるとして、混合経済下での政府の役割を検討している。その活動量を財政的に把握するには、こうした幅広い考察が必要であろう。

#### IV お わ り に

ピーコック・ワイズマンの転位効果は戦前・戦後の財政構造の変化を説明する際に有用な概念であり、マスグレイブの研究はそれらを含む広範囲のそれである。これらの研究成果を利用して比較研究をする場合、次の事が考慮されなければならないだろう。

① 比較すべき経費の範囲もしくは種類が同じであること。また、国家もしくは政府の範囲を中央政府、地方政府、公企業等を含む広い範囲とするか、あるいは中央政府（いわゆる国）のみとするかが問題となる。

② 数字にあらわすことが困難な隠れた経費をどうするか、である。例えば、軍事費について、兵役義務をとる国での軍事費と志願制の国の軍事費とでは後者が安上りである。

(3) 経費の貨幣単位を名目とするか実質とするか、また交換比率を採用するかどうかとも問われる。いずれにしても、統一された統計処理が必要である。<sup>(46)</sup>

国民経済における経済主体としての政府はこれまで消費主体とみなされ、生産主体とはみなされていなかった。国民経済計算は政府をサービスの供給主体すなわち生産主体とみなしている。経費をサービスの生産費と捉えた場合、経費膨脹の研究には新たな視点が必要となるのではないかと

思われる。

〔注〕

- (1) Petty, [4] chap. 1 (同邦訳, 第1章参照)
- (2) Petty, “*ibid.*” chap. 2 (同邦訳, 第2章参照)
- (3) Petty, “*ibid.*” p. 31 (同邦訳, 第57頁)
- (4) 松川七郎「租税貢納論の成立とその構成」大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』, 岩波書店, 昭和27年, 198頁
- (5) 松川七郎「同上書」, 199頁
- (6) 松川七郎「同上書」, 198-199頁参照
- (7) Wagner, [5] Erstes Buch, Erstes Kapitel
- (8) Wagner, “*ibid.*” s. 68
- (9) Wagner, [6] s. 893
- (10) Wagner, “*ibid.*” s. 893
- (11) Wagner, “*ibid.*” s. 893
- (12) 井手文雄「近代財政学 第四改訂版」, 税務経理協会, 昭和57年, 309-310頁参照
- (13) Wagner, [5] s. 57
- (14) 井手文雄「前掲書」, 399頁参照
- (15) 例えば, 木村元一「近代財政学総論」, 春秋社, 1963年, 151頁。佐藤博「経費論」大川政三『財政論』, 有斐閣, 昭和50年, 61頁。等
- (16) 能勢哲也「ワグナー法則の解釈とその最適指標」『神戸商科大学創立50周年記念論文集』, 昭和54年, 67頁参照
- (17) Peacock & Wiseman, [3] p. xxxi
- (18) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. xxxi
- (19) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. xxxi
- (20) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. 19
- (21) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. 18
- (22) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” pp. 26-27
- (23) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. 27
- (24) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. 27
- (25) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” p. viii
- (26) Peacock & Wiseman, “*ibid.*” pp. 29-30
- (27) Herber, B. P., “*Modern Public Finance*” Irwin Inc., 1971, p. 380
- (28) 末重正行「財政学の基礎」, 有信堂, 1980年, 52頁参照

- (29) Musgrave, [1] p. 73 (同邦訳, 65頁)
- (30) Musgrave, “*ibid.*” p. 74 (同邦訳, 65頁)
- (31) Musgrave, “*ibid.*” pp. 72-73 (同邦訳, 64頁)
- (32) Musgrave, “*ibid.*” p. 69 (同邦訳, 61頁)
- (33) Musgrave, “*ibid.*” p. 75 (同邦訳, 66頁)
- (34) Musgrave, “*ibid.*” pp. 75-77 (同邦訳, 66-68頁)
- (35) Musgrave, “*ibid.*” pp. 77-78 (同邦訳, 68-69頁)
- (36) Musgrave, “*ibid.*” pp. 78-80 (同邦訳, 69-70頁)
- (37) Musgrave, “*ibid.*” pp. 80-83 (同邦訳, 70-73頁)
- (38) Musgrave & Musgrave, [2] pp. 153-154 (同邦訳, I, 180頁参照)
- (39) Musgrave, [1] pp. 85-87 (同邦訳, 76-77頁参照)
- (40) Musgrave, “*ibid.*” p. 86 (同邦訳, 76頁参照)
- (41) Musgrave, “*ibid.*” pp. 87-90 (同邦訳, 78-81頁参照)
- (42) Musgrave & Musgrave, [2] pp. 157-158 (同邦訳, I, 185頁参照)
- (43) Musgrave, [1] p. 90 (同邦訳, 81頁参照)
- (44) Musgrave, “*ibid.*” pp. 91-109 (同邦訳, 82-95頁参照)
- (45) Musgrave, “*ibid.*” p.80 (同邦訳, 71頁参照)
- (46) 佐藤進「日本財政の構造と特徴」, 東洋経済新報社, 昭和41年, 26-27頁参照

### 参 考 文 献

- [1] Musgrave, R. A., “*Fiscal System*” Greenwood Press, 1969 (木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳「財政組織論」, 有斐閣, 昭和47年)
- [2] Musgrave, R. A. & Musgrave, P. B., “*Public Finance in Theory and Practice*” McGraw-Hill, 3rd ed., 1980 (木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳「マズグレイブ 財政学 I~III」, 有斐閣, 昭和58-59年)
- [3] Peacock, A. T. & Wiseman, J., “*The Growth of Public Expenditure in the United Kingdom*” Unwin Univ. Press, 1967
- [4] Petty, W., “*A Treatise of Taxes & Contributions*” 1662, The Economic Writings of Sir W. Petty. Edited by C. H. Hull, Cambridge at the University Press, 1899 (大内兵衛・松川七郎訳「租税貢納論」, 岩波書店, 昭和27年)
- [5] Wagner, A., “*Finanzwissenschaft*” 3 Aufl., Leipzig, 1877
- [6] Wagner, A., “*Grundlegung der Politischen Oekonomie*” 3 Aufl., Bd. II, Leipzig, 1892-1894

ても、労働量の激減は、労働の価格上に起りうべき最大の騰貴をも相殺 (compensate) してなお総じて大いに余りうるであろう。<sup>(4)</sup>」

もう一つは、上述の結論を基礎に社会の諸事情のあらゆる改善が三大階級の人々 (three different orders of people), すなわち、地代で生活する者、賃金で生活する者、および、利潤で生活する者、それぞれにいかなる影響を与えるかについての言及である。

先ず、これらの三大階級の第一の者である土地所有者階級の利害は、その社会全般の利害と密接に一致している。すなわち、社会諸事情の改善は、直接的にも間接的にも、地代の上昇をもたらすと。これについては、先稿でも言及したが、絶対地代ならびに差額地代 (第二形態をも含む) と呼ばれるものの萌芽の把握をしていたと考えるならば、地代は価格の結果でもあり、その原因でもあるとする、一見矛盾に見えるところも矛盾はないと思うが、それはさておき、国家が、商業又は政策に関する何等かの規定について議する場合、土地所有者は、決して、己が特定階級の利益をはかる目的を以て、これを誤らせる筈がない、——少なくとも彼等にしてこの利益に関する相応の知識をもっているならば、尤も、彼らは余りにしばしばこの相応の知識に欠ける嫌いがある。……その所得が、己の労働も注意も要せずして、いわば、ひとりでに、また、己の企図または計画とは無関係に、手に入る唯一の階級である。……その遊惰は、彼らの地位が気楽であり安全であることの結果である……<sup>(5)</sup>」と厳しく批判している。ここには、スミスが、the labouring poor, 下層階級、下層労働者階級に寄せる暖かい眼指しとは逆のものをみることができる。しかしながら、農業地代で生活する人々 (上流階級) が革命や、種々の社会改革により、階級としての存在意義を持たなくなった場合にも、(もちろん世界の各地域には、たとえば王族による石油鉱区権などの所有といった様々な形で残存もしているが…)、地代の階級性の意味の有無にかかわらず、商業地代、工業地代等の形において、地価を平均利子率で割り引いたものとしての地代は、歴史的趨勢的に上昇していることは明白なる事実であり、社会諸事情の改善が、

直接、間接に地代収入を引き上げると論じたスミスの見解は卓越した一般性を持つものといえる。

次に、第二の階級、すなわち賃金で生活する者の利害について、スミスは次のようにいう。「……第一の階級のそれの如くに、社会の利害と厳密にむすびついている。労働者の賃金は、既に示した様に、労働需要が絶えず増進しつつある時、即ち使用される労働量が逐年益々著増しつつあるとき最も高い。社会のこの真の富が停滞するようになるときには、労働者の賃金も……低落する。社会が更に衰微するときには、……これ（生存賃金）以下にさえ下る。土地所有者の階級は、恐らく、社会の繁栄により労働者の階級よりもより多く利するであろうが、しかし労働者階級ほど社会の衰微により残酷に苦しむ階級はない。<sup>(6)</sup>」

第三の労働者の使用者の階級については、「これは利潤で生活する階級である。一社会の有用労働の大部分を動かすものは、利潤をえんがための資本放出者の企図と計画が、労働の最も重要な諸作業を皆きめて指揮する。

……利潤率は地代や賃金の如くに、社会の盛衰と共に騰落するものでない。いな反対に利潤率はその性質上、自然に富国では低く貧国では高い、そして最も速やかに亡びゆく国々では常に最も高い。されば、この第三の階級の利害と社会一般との利害との関連は、他の二階級の場合とちがう、この階級のなかで、普通最大の資本を投下し、且つその富によって社会から一番多く尊敬されるのは、商人と親方製造業者とである。……彼らが田舎の大地主にまさっている点は、社会の公の利害に明るいという点でなく、……（それ以上に）自分の利害に明るいという点にある、……市場を拡大し且つ競争を制限するのは、常に商売人の利益である。……競争を制限する者は常に社会の利益に反するものである。そして之はただ、利潤をその自然の率以上に高めることによって商売人に自らの利益のために、自余の同胞市民に一つの悪税をかけさせるのに役立つだけのことである。<sup>(7)</sup>」

ここには、利潤を求めて計画的、統合的に指揮する中核的存在としての企業者機能が読みとれるが、このスミスの企業家像と、シュムペーター的